

**新型コロナウイルス感染症（COVID-19）予防のための対策下での
授業等実施マニュアル（学生全面登校時：学生向け）**

沼津工業高等専門学校

令和2年6月19日 Ver.1

令和2年7月7日 Ver.2

令和2年9月16日 Ver.3

令和3年4月2日 Ver.4

はじめに

学生が登校して面接形式で授業等を実施するにあたり、「新しい生活様式」の実践を基本として学生、教職員および保護者のすべての関係者の新型コロナウイルスへの感染防止に努める。

具体的には、「3つの密」（密閉・密集・密接）の回避を中心とする他に、学生、教職員を問わずに一人ひとりの基本的対策として、

- (1) 身体的距離（ソーシャルディスタンス）の確保
- (2) マスクの着用
- (3) 適切な方法での手洗い等による手指の消毒

を実践する。（構内各所に掲示物を設置して周知）

I. 学生の通学・登下校

登校前

所定の健康記録（図1）への日々の記入および COVID-19 対策用品、

- (1) 清潔なハンカチとティッシュペーパー
- (2) マスク
- (3) マスクを置く際に使用する清潔なビニールや布等を持参する。

以下の場合には、登校せず、学校（教務係、055-926-5733）に連絡する。

- (1) 37.5°C以上の発熱があるとき。
- (2) のどの痛みなど風邪の症状があるとき。
- (3) 息苦しさや強いだるさ等の症状があるとき。

なお、この場合の欠席は基本的に欠席扱いにしない。（教室等に掲示物を設置して周知）

これらの症状を認めたときには、必ず医療機関で受診すること。また、37.5°C以上に発熱した場合の登校は、医療機関で受診し、学校に登校することができる旨の証明書（診断書等）を取得したのち、もしくは、発熱後14日間経過し、かつ平熱となっている場合に可能とする。

健康記録			
		クラス _____	
		氏名 _____	
日付	体温	体調	体調(症状)・行動記録(外出時のみ)
記入例	36.8 度	良・不良	名古屋に買い物に行った
月 日(月)	度	良・不良	
月 日(火)	度	良・不良	
月 日(水)	度	良・不良	
月 日(木)	度	良・不良	
月 日(金)	度	良・不良	
月 日(土)	度	良・不良	
月 日(日)	度	良・不良	
月 日(月)	度	良・不良	
月 日(火)	度	良・不良	
月 日(水)	度	良・不良	
月 日(木)	度	良・不良	
月 日(金)	度	良・不良	
月 日(土)	度	良・不良	
月 日(日)	度	良・不良	

- クラスは、令和2年度（連続後）のクラス名を記載してください。
- 『体温』は、極力、同じ時間帯（朝、昼、夕など）に計ってください（1日1回）。
- 『体調』欄は、「良・不良」の、いずれかに○をつけてください。
- 『体調(症状)・行動記録(外出時のみ)』欄は、体調欄の不良に丸を付けた場合は症状を記載してください。外出した日だけで構いません（本校への登校は含みません）。外出先の施設名や都道府県名（都市名）を記載してください。
- この用紙は各自で保管し、必要に応じて学校や保健所など、関係機関に提出してください。

図1

通学時

保護者による自家用車等での送迎は、可能であれば、推奨する。公共交通機関を利用する通学生は、以下のことに十分留意する。

- (1) 必ずマスクを着用して乗車し、車内では極力会話を控えること。
- (2) 移動中は、できるだけ顔を触らない、触った場合には登校後に顔と手を洗うこと。
- (3) 乗客が少ない時間の列車等を利用するよう努めること。

一方、自宅、下宿、あるいは駅と学校間を徒歩や自転車等で登下校する際は、熱中症予防に留意し、マスクの着用は必要に応じて行う。

ただし、マスクを着用しない場合には、なるべく2mの対人距離を確保し、友人等との会話を極力控える等、間近での会話や発声といった密接場面を作らないように十分に注意する。

登下校時

以下のことを徹底して実行する。

(1) 校舎への入退場時、できるだけ速やかに、学生玄関等に設置されるアルコール消毒液またはトイレ等で石鹸を使った手洗いによる手指の消毒を行うこと。

(2) マスクを着用すること。

マスクを忘れたり、登校中や在校中に汚損したりした学生には、学生課窓口にて所定様式への記入の上、原則として1人1日1枚マスクを提供できることとする。

なお、登校中に体調が悪くなった場合は、近くの教職員または、構内電話にて保健室に連絡し、指示を仰ぐこと。

II. 授業（HRを含む）

自身の確認事項

授業、実験・実習およびHR等の際（以下、授業等の際と表記する）、以下の事項を確認してから臨むこと。

(1) 37.5°C以上の発熱がないこと。

(2) のどの痛みなど風邪の症状がないこと。

(3) 息苦しさや強いだるさ等の症状がないこと。

授業等の際の基本実施事項

授業等の際には以下の事項に留意すること。

(1) 前後の石鹸を使った手洗いまたはアルコール消毒液による手指の消毒。

(2) 「3つの密」（密閉・密集・密接）の回避。

(3) マスクの着用と咳エチケットの徹底。

授業等で体調が悪くなった場合は、近くの教職員または構内電話で保健室に連絡して指示を仰ぐ。

教室等の換気

授業等の際して、教職員が実施する教室等の換気（密閉状態の回避）に協力すること。

具体的には、

(1) 欄間（扉上部の窓）は**常時開放**する。

(2) 教室の扉も熱中症予防と指導に著しい悪影響がない限り常時開放する。

(3) 教室等設置の換気扇等の換気装置は、常時使用（ON）とする。強弱の切り替え機能がある装置については、指導に著しい悪影響がない限り「強」で使用する。

（設置されている換気装置の最大換気量は、労基署通知換気量、毎時30m³/人を40名について満たす仕様となっている）

(4) 悪天候時やエアコン使用が必要ない気象条件では、教室内2箇所以上の開口部を常時確保する。

- (5) 悪天候時や熱中症予防のためエアコン使用が必要な気象条件の場合は、45分に1回、扉や窓を開けて5分程度換気する。

座席の配置

授業等の際には、教室内の机イス配置を変更せず、可能であれば一つおきに着席する。

授業中

授業等の際には、以下の事項に留意して行う。

- (1) 間近での指導は、学生と教職員の双方ともマスクを着用であることを条件として受ける。
- (2) 体育の実技授業については、学生間、学生－教職員間に2 m以上の距離をとることを前提としてマスクの着用は必要がないものとする。
- (3) 実験・実習においては、実験や作業の実施において、「3つの密」(密閉・密集・密接)を回避する対策を講じた施設、設備でのみ行うことができる。
- (4) 複数の人が触れる機器類については、教職員の指示に従い、必要に応じてアルコール消毒液により消毒する。
- (5) 授業等の開始後および終了後に体調が悪くなった場合は、近くの教職員または、構内電話にて保健室に連絡し、指示を仰ぐこと。

授業時間

授業時間は、平時同様に8時50分始業、1コマ90分で行う。ただし、昼休みは70分とする。これにより、8時限修了は16時20分となる

III. 休憩時間

授業間および昼休みの休憩時間においても、密閉・密集・密接のないようにする。特に、以下の事項について留意する。

- (1) 対面しての会話では、必ずマスクを着用し、極力1m以上の距離を取ること。
- (2) トイレの前後、食事の後には、必ず、石鹸を使った手洗いまたはアルコール消毒液による手指の消毒を行うこと。

IV. 放課後

授業終了後、速やかに下校・帰寮する。これに際しても密閉・密集・密接のないようにする。

V. 人権への配慮

以下のことを強く認識する。

- (1) 感染者が多く発生した地域からの入寮学生あるいは通学生が、いじめや偏見・差別を受けることは、何があっても許されない。
- (2) 人によっては、長期の登校がなかった期間をあけた不安を抱えていることがある。

以上